

公益社団法人日本地震学会通常代議員選挙実施細則

2011年10月12日制定

2015年3月9日一部改正

2015年10月13日一部改正

2021年9月9日一部改正

(総則)

第1条 この細則は、公益社団法人日本地震学会（以下「本会」という。）通常代議員選挙規則の定めるところに基づき、本会の代議員の選挙に適用する。

(選挙の実施時期)

第2条 選挙管理委員会は、当該選挙にかかわる代議員の任期終了の1ヶ月以上前に全ての選挙管理業務を終了して、当選者を確定しなければならない。選挙の投票期間は15日以上とし、投票開始日時及び投票締切日時は、選挙管理委員会がその都度定める。

(選挙の告示)

第3条 通常代議員選挙の告示は、投票開始日から遡って2号前となる本会和文誌「地震（ニュースレター部）」（以下「ニュースレター」という。）で行う。

(候補者名簿に関する告示)

第4条 通常代議員の被選挙権者名簿は、投票開始日から遡って1号前となるニュースレターの発行時期にあわせて正会員へ告示する。

(投票に関する告示)

第5条 選挙管理委員会は投票方法や投票に関わる事項について、第4条の候補者名簿とともに告示する。

(投票方法の告示)

第6条 電子投票の場合はシステムのログイン方法を、第4条のニュースレター発行時から1週間以内に正会員へ告示する。

2 郵送による投票の場合は投票用紙を、第4条のニュースレター発行時から1週間以内に正会員へ送付する。投票用紙は別紙1に定める書式とする。

(開票)

第7条 開票作業は、選挙管理委員会が開票日を定め、投票締切後、速やかに行う。正会員は、これに立ち会うことができる。

(選挙結果の通知)

第8条 選挙の開票結果は、学会 Web 等を通じて会員に速やかに通知するとともに、開票日から1号後の発行となるニューズレターにて、会員に通知する。

附 則

1 この細則は、2011年10月12日から施行する。